

# 町会の皆さまへ 防災資器材等の 購入費用を助成します

区は、自主防災体制の充実・強化のため、町会の防災資器材や備蓄食料の購入費用等に対して、助成を行っています。

## 1. 助成内容

申 請	補 助 率	補助上限額
年度ごと1回	発電機類 <b>以外</b> の品目 →購入費用の4分の3 (75%)	10万円
	<b>非常用発電機・蓄電池等</b> → <b>購入費用の10分の10 (100%)</b>	<b>15万円</b>

## 2. 補助対象となる防災用資器材の例

- ◇長期保存（数年以上）が可能な非常用食料・飲料水等
- ◇災害対応用資器（機）材等

医薬品、携帯トイレ、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、テント等

- ◇非常用発電機・蓄電池等

ガソリンやカセットガスで発電する可搬式の発電機、蓄電池、ソーラーパネル等

合わせて最大25万円の補助が受けられます

## 3. 補助のイメージ

- ◇ 例1 非常用食料・飲料水を8万円分購入  
→8万円の75% = 6万円が補助金額となります。
- ◇ 例2 テントと非常用食料などを合わせて15万円分購入  
→15万円の75% = 11万2,500円 上限となる10万円が補助金額となります。
- ◇ 例3 蓄電池10万円分と非常用食料8万円分を購入  
→10万円の100% + 8万円の75% = 16万円が補助金額となります。



## 4. 提出いただく書類 裏面の手続きの流れ図をご覧ください。

①補助金の申請	②補助金の請求	③実績報告の提出
・補助金交付申請書	・請求書（第7号様式）	・防災資器材等整備事業実績報告書（第8号様式）
・防災資器材等整備事業実施計画書兼収支計画書（第3号様式）	・委任状 (補助金振込口座が町会名義や町長名義以外の場合などのみ)	・領収書（写しでも可）
・領収書（写しでも可）		

«お問合せ»

千代田区 災害対策・危機管理課

電話 03（5211）4187

発電機類を購入する町会は**11月末**まで、それ以外の町会は**12月末**までに区へ申請書を提出してください！

# 費用助成手続きの流れ

## 1 区への事前相談

申請する備蓄物資などの内容によっては、補助金の交付を認められない場合がありますので、事前（物資などの購入前）にご相談ください。

発電機類を購入する町会は**11月末**まで、それ以外の町会は**12月末**までに区へ申請書を提出してください！

## 2 補助金の申請

「補助金交付申請書」及び「防災資器材等整備事業実施計画書兼収支計画書」に「見積書またはそれに類するもの」を添えて、災害対策・危機管理課へ提出します。

### ★ 発電機類の補助を受ける場合

年3回、申請のタイミングがございます。以下の締切までに必ず申請してください。

第1回締切：5/31（金） 第2回締切：8/30（金）

第3回締切：11/29（金）

※東京都の補助事業のため、申請前に購入した場合や締切を過ぎてしまった場合は補助対象外となってしまいますのでご注意ください。

## 3 交付の決定・補助金の請求

申請書類を審査し、申請者へ交付決定通知を送付します。その後、「請求書」を提出してください。  
(書類審査には1～2か月ほどお時間をいただく場合がございます。)

※申請者と振込口座名が異なる場合は、「委任状」が必要となります。

※発電機類の申請分は、各回締切から交付決定まで1～2か月ほどお時間をいただきます。

## 4 補助金の振込・資器材等の購入

書類審査後、申請者の指定する口座に区から補助金が振り込まれます。

※必ず、申請後（口座に区から助成金が振り込まれてから）購入してください。

## 5 実績報告の提出

資器材等の購入後、「防災資器材等整備事業実績報告書」を提出してください。

※「領収書」の添付が必要です。（写しでも可）

## 6 交付金額の確定・精算

申請者へ補助金確定通知を送付します。

精算の結果、超過額が生じた場合、申請者は速やかに返還してください。

### ◇非常用発電機・蓄電池等に含まれるもの

- ・ガソリンやカセットガス、ソーラーパネルで発電する発電機
- ・ソーラーパネル
- ・蓄電池

※いずれも可搬式のもの

### ◇非常用発電機・蓄電池等に含まれないもの

- ・ガソリン、カセットガスなどの"燃料"
- ・充電器、充電ケーブル
- ・発電機、蓄電池用の台車
- …など発電機や蓄電池とは別売りのオプション類

} 発電機類以外の品目として、  
購入費用の3／4が補助対象になります。  
詳細は区までご相談ください。